【別表】広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の独自基準の概要及びサービスごとの適用関係

(R6.4)

独自基準の項目		独自基準の内容	居宅（介護予防）サービス												地域密着型（介護予防）ｻｰﾋﾞｽ									施設ｻｰﾋﾞｽ			支援		基準該当ｻｰﾋﾞｽ					
			訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	居宅介護支援	介護予防支援	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	短期入所生活介護	福祉用具貸与	居宅介護支援	介護予防支援
一般原則・基本方針	基準該当サービスの事業の一般原則（※）	事業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。 事業者は、基準該当サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 事業者は、基準該当サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。																											○	○	○	○	○		
運営規程の記載事項	利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合の要件等に関する事項の記載	事業者は、利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、その運営規程に定めなければならない。								○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○						○			
金銭管理規程の整備		事業者は、利用者等が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を利用者等に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。								○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○						○			
管理者の研修の機会の確保		事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
非常災害対策	夜間を想定した避難訓練の実施	事業者は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。								○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○						○			
	水、食料品等の備蓄	事業者は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、利用者等、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。								○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○						○			
	地域住民等との日頃からの連携	事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。						○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○			
居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録の５年間保存		事業者は、次に掲げる記録のうち、法に規定する居宅介護サービス費等の支給の根拠となるものについて、その完結の日から５年間、これを保存しなければならない。 【居宅介護支援及び介護予防支援】 (1)　指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2)　居宅介護支援台帳又は介護予防支援台帳 (3)　その他サービスの提供に関する記録 【その他のサービス】 (1)　利用者等に提供するサービスに関する計画 (2)　利用者等に提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)　その他各サービスの提供に関する記録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定介護老人福祉施設（ユニット型施設を除く。）等の居室定員		指定介護老人福祉施設等（ユニット型施設を除く。）の１の居室の定員は、市長において特にやむを得ない理由があると認めるときは、２人以上４人以下の範囲内において市長が適当と認める人数とすることができる。																				○		○												

※　本市では、基準該当サービスを実施していません。